

有料職業紹介事業報告書
無料職業紹介事業報告書

紹介事業（実績なし）記載例



欄（第2面7, 8, 9）は実績がない場合でも記載が必要です。

令和6年 1月作成

大阪労働局 需給調整事業部

有料職業紹介事業報告書
無料職業紹介事業報告書

1 許可番号 _____

2 事業所の名称及び所在地
（名称） _____
（所在地） _____

3 紹介予定派遣 実績の有無 _____

4 活動状況（国内）

取扱業務等の区分	① 求 人				② 求 職		③ 就 職		臨時就職延数	日 雇 就職延数
	有 効 求人	求 人 数			有効求職者数	新規求職申込件数	常 用 就職件数			
		常 用 求人	臨時求人延数	日雇求人延数			無期雇用	それ以外		
	人	人	人	人	人	件	件	件	人	人
	人	人	人	人	人	件	件	件	人	人
	人	人	人	人	人	件	件	件	人	人
	人	人	人	人	人	件	件	件	人	人
	人	人	人	人	人	件	件	件	人	人
	人	人	人	人	人	件	件	件	人	人
	人	人	人	人	人	件	件	件	人	人
	人	人	人	人	人	件	件	件	人	人
	人	人	人	人	人	件	件	件	人	人
	人	人	人	人	人	件	件	件	人	人
	人	人	人	人	人	件	件	件	人	人
	人	人	人	人	人	件	件	件	人	人
	人	人	人	人	人	件	件	件	人	人
	人	人	人	人	人	件	件	件	人	人
	人	人	人	人	人	件	件	件	人	人
	人	人	人	人	人	件	件	件	人	人
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

実績なし

取扱業務等の区分	④ 離 職	
	無期雇用 （6ヶ月以内／解雇除く）	
	離 職	不 明
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人
計	0	0

5 活動状況（国外）（相手国別・総計）

取扱業務等の区分	相手国	⑤ 求 人		⑥ 求 職		⑦ 就 職	
		有 効 求人	求 人 数	有効求職者数	新規求職申込件数	無期雇用就職件数	それ以外の就職件数
		人	人	人	件	件	件
		人	人	人	件	件	件
		人	人	人	件	件	件
		人	人	人	件	件	件
		人	人	人	件	件	件
計		0	0	0	0	0	0

取扱業務等の区分	相手国	⑧ 離 職	
		無期雇用 （6ヶ月以内／解雇除く）	
		離 職	不 明
		人	人
		人	人
		人	人
		人	人
		人	人
計		0	0

余白に事業報告書作成ご担当者様の氏名及び連絡先の記載をお願いします。
（内容確認のためご連絡させていただく場合があります。）

事業報告ご担当者様
（氏名）
（連絡先）

記載要領

- 1 職業紹介を行う事業所ごとに別紙で記載することとし、職業紹介事業者を管轄する都道府県労働局にまとめて提出すること。
- 2 対象期間については、前年の4月1日から3月末日まで（4④欄にあつては前々年の4月1日から前年の3月末日まで）とすること。
- 3 1には、許可番号を記載すること。
- 4 3には、対象期間における紹介予定派遣に係る実績の有無を記載すること。
- 5 活動状況（国内）
 - (1) 4①の「求人数」及び4③欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、1箇年における求人及び就職数について、「常用」（4③欄にあつては無期雇用）、「それ以外」）、「臨時」、「日雇」の区分ごとに記載することとし、常用についてはその人（件）数、臨時及び日雇についてはその延数（人日）を記載すること。3において「有」と記載した場合は「取扱業務等の区分」の欄に区分ごとに括弧書きで紹介予定派遣に係る状況を記載すること（以下、(2)から(5)まで及び7において同じ。）。
 - (2) 4①の「有効求人数」、②の「有効求職者数」欄には、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。
 - (3) 4②の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
 - (4) 4④の「離職」欄には、前々年の4月1日から前年の3月末日までの間に就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。以下「無期雇用就職者」という。）のうち、就職後6ヶ月以内に離職した者の数を、④の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職したかどうか明らかでない者の数を記載すること。
 - (5) 4欄において、「常用」とは、4ヶ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく雇用される者をいい、「臨時」とは、1ヶ月以上4ヶ月未満の期間を定めて雇用される者をいい、「日雇」とは、1ヶ月未満の期間を定めて雇用される者をいう。なお、雇用の予定期間は、雇用の開始年月日から雇用契約の期間の終了する年月日までの日数とし、雇用の予定期間内に休日があつても雇用が継続する場合は、すべて通算するものとする。ただし、断続的な就労の場合は日雇とすること。
- 6 活動状況（国外）
 - (1) 5⑤の「求人数」及び⑦欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、1箇年における求人、期間の定めのない労働契約を締結して就職した人（件）数、それ以外の就職人（件）数を記載すること。
 - (2) 5⑤の「有効求人数」及び⑥の「有効求職者数」欄には、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。⑥の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
 - (3) 5⑧の「離職」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職した者の数を、5⑧の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職したかどうか明らかでない者の数を記載すること。

- 7 6の収入状況には、「常用」、「臨時」、「日雇」の区分及び「取扱業務等の区分」ごとに、対象期間内における全ての手数料収入について記載すること。
また、芸能家、モデル、科学技術者、経営管理者及び熟練技能者に係る手数料については、求人者手数料（職業安定法第32条の3第1項第1号及び第2号の規定による手数料）又は求職者手数料（職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料）にそれぞれ別に記載すること。
- 8 ⑨欄には、氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 9 その紹介により就職した者のうち第二種特別加入保険料（労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第5号の作業に従事する者に対する保険料）に充てるべき手数料を徴収した場合は、手数料管理簿の写しを本報告書に添えて提出すること。
- 10 7の「職業紹介の業務に従事する者の数」欄には、当該職業紹介を行う事業所に係る3月末における職業紹介の業務に従事する者の数を記載すること。
- 11 8の「返戻金制度」欄には、返戻金制度（その紹介により就職した者が早期に離職したことその他これに準ずる理由があった場合に、当該者を紹介した雇用主から徴収すべき手数料の全部又は一部を返戻する制度その他これに準ずる制度）の有無を記載すること。また、返戻金制度を設けている場合には、その概要を記載すること。

提出不要

有科職業紹介事業報告書
無科職業紹介事業報告書

1 許可番号

2 事業所の名称及び所在地
(名称)
(所在地)

3 紹介予定職種

4 活動状況 (国内)

取扱い業務等の区分	① 求人				② 求職				③ 就職				
	有効求人数	常用求人	臨時求人	日雇求人	有効求職者数	新規求職申込件数	常務職任用数	臨時職任用数	日雇職任用数	有効就職者数	新規就職者数	常務職	臨時職
常務職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日雇職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

取扱い業務等の区分	④ 職種	
	職種	示明
常務職	自由記述	
臨時職	自由記述	
日雇職	自由記述	
計	0	0

5 活動状況 (国外) (相手国別・総計)

取扱い業務等の区分	相手国	⑤ 求人			⑥ 求職			⑦ 就職		
		有効求人	常用求人	臨時求人	有効求職者	新規求職申込件数	常務職任用数	臨時職任用数	日雇職任用数	
常務職	自由記述	0	0	0	0	0	0	0	0	
臨時職	自由記述	0	0	0	0	0	0	0	0	
日雇職	自由記述	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		0	0	0	0	0	0	0	0	

取扱い業務等の区分	相手国	⑧ 職種	
		職種	示明
常務職	自由記述		
臨時職	自由記述		
日雇職	自由記述		
計		0	0

取扱いの多い国をブルダワンから選択出来るようになりました。該当国をブルダワンから選択が、選択されない場合は、自由記述で記載してください。

第1面の4活動状況 (国内) で入力した職種コードが自動反映
手数料のみの場合は、改訂後のコードをブルダワンから選択

6 収入状況 (国内・国外)

取扱い業務等の区分	項目	求人者 (国内)			求人者 (国外)			求人者 (前出前) 手数料			求職受付手数料		
		常用	臨時	日雇	常用	臨時	日雇	常用	臨時	日雇	常用	臨時	日雇
常務職	手数料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時職	手数料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日雇職	手数料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

実働者手数料 (職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料)

取扱い業務等の区分	実働者手数料		
	常用	臨時	日雇
常務職	0	0	0
臨時職	0	0	0
日雇職	0	0	0
計	0	0	0

7 職業紹介の業務に従事する者の数

8 返戻金制度

9 従業員教育

日時	従業員数	教育内容
自由記述	自由記述	自由記述

- 職業安定法第32条の3第1項の規定により上記のとおり報告します。
- 職業安定法第32条第4項において準用する同法第32条の3第1項の規定により上記のとおり報告します。

令和 年 月 日
厚生労働大臣 殿

記載については、第3面、第4面の記載要領をご確認ください。
職種コードについては、“職種コード”シートをご確認ください。